

雇用ワーキング・グループ関連

提案事項名

該当頁

1 - 給与振込対象口座に資金移動業者の預かり金を追加

…………… 1

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
1	27年 11月18日	28年 3月14日	給与振込対象口座に 資金移動業者の預かり 金を追加	<p>労働基準法施行規則第7条の2において、給与振込は、「当該労働者が指定する銀行その他の金融機関に対する当該労働者の預金又は貯金への振込み」に限定されているが、「当該労働者が指定する資金移動業者に対する当該労働者の預り金への払込み」を追加していただきたい。</p> <p>技能実習生制度等を利用した外国人のお客様が増えてきており、平成22年4月に施行された資金決済法に基づく資金移動業者を利用して、母国に送金を行うお客さまが増えています。</p> <p>しかしながら、日本に来たばかりの外国人のお客様の場合、会社からもらった給与を銀行振込みで資金移動業者口座に資金を動かすということは相当なハードルになり、雇用先の企業から給与等を直接、資金移動業者の口座に振り込みができるお客様との利便性があがると考えています。</p>	民間 企業	厚生 労働 省